

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年 7月20日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小規模事業者の競争力強化を図り、もって本市の産業振興に資するため、販路開拓等又は業務効率化を行う小規模事業者に対して交付する大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する小規模事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 創業から12月を経過し、かつ、次条第1項に規定する補助対象事業に係る事業を営んで12月を経過していること。
- (3) 市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第4号又は第5号に該当するものに限る。）

イ 性風俗関連特殊営業（風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）

ウ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業（風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）

エ 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

オ その他市長が適当でないと認める事業

機械装置等購入費

(3) この要綱の規定による補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して2年度を経過していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、販路開拓等又は業務効率化とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市又は国、県その他の機関から補助対象事業について他の補助金等を受ける場合は、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 機械装置等購入費

(2) 広報費

(3) 旅費（専門家を招へいする場合における専門家に係る旅費を含む。）

(4) 開発費

(5) 資料購入費

(6) 雑役務費

(7) 借料

(8) 専門家に係る謝金

(9) 委託・外注費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の遂行に必要であると明確に判断できない経費
- (2) 補助金の交付決定の日以降に発生しておらず、又は実績報告の日までに支払いが完了していない経費
- (3) 支払金額が証拠書類等によって確認できない経費  
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 会社の定款の写し又はこれに類する書類
- (5) 会社の概要を明らかにした書類
- (6) 誓約書
- (7) 市税完納証明書等
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付決

定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行うに当たり、あらかじめ、第18条に規定する大分市小規模事業者競争力強化支援事業選考委員会の意見を聴くものとする。

（変更の申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更であって補助対象経費の20パーセント以内の増減その他の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更を承認し、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（取りやめ）

第10条 補助事業者は、補助事業を取りやめるときは、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金補助事業取りやめ届出書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市小規模事業者競争力強化支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業決算書

(2) 収支を証明する書類

(3) 事業報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(現地調査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて現地調査、書類の提出等を求めることができる。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した設備について、当該設備を補助事業の目的以外の目的で使用し、移設し、贈与し、売却し、交換し、又は貸付の対象としてはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、

補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(大分市小規模事業者競争力強化支援事業選考委員会)

第18条 補助金の交付決定に関し意見を聴くため、大分市小規模事業者競争力強化支援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第19条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

(1) 有識者

(2) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第20条 参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第21条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第22条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第23条 委員（第19条第2項第2号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の

範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第24条 委員会の庶務は、商工労働観光部商工労政課において処理する。

(委員長に対する委任)

第25条 第18条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。